

預託金証書再発行に関する権利催告

請求者（相続人）氏名：石城 典子

上記の請求者より、下記の鴨川リゾートクラブ〈ジャイロ〉預託金証書について再発行請求がありました。

下記の預託金証書を所持している方、または、本再発行の請求に異議がある方は、下記の掲示期間内に鴨川リゾートクラブ事務局まで書面にて申し出て下さい。

鴨川リゾートクラブ事務局 住所 千葉県鴨川市広場 820 番地
鴨川グランドホテル内
電話 0120-665-335

喪失証書の内容

鴨川リゾートクラブ〈ジャイロ〉預託金証書	1 枚
(1) 証書番号	5173
(2) 発行年月日	平成11年08月01日
(3) 証書名義人（会員名）	石城 浩吉

喪失理由：上記会員死亡による相続手続を開始するも、当該預託金証書の所在確認が出来ない。

掲示期間：令和5年 12月 5日 まで

掲示期間中に、上記に記載の預託金証書を所持している方、または、本再発行の請求に異議がある方からの申し出が無かった場合、当社は上記の証書を失効したものとして取り扱います。

令和5年 6月 5日

鴨川リゾートクラブ事務局
0120-665-335